

平成26年度第5回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成26年12月15日（月） 13時25分～14時35分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室3
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査の質の向上について
 - (2) 平成25年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）について
 - (3) 政治資金監査に関する報道について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

資料1 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

(別紙) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言のスケジュール（概要）

資料2 平成25年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）

資料3 政治資金監査に関する報道について

資料4 参議院外交防衛委員会（平成26年10月28日）における答弁状況

資料5 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況

資料A 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

(別紙1) 政治資金監査報告書に係る確認項目（報告様式）（案）

(別紙2) 指導・助言文書（例）

(別紙3) 登録政治資金監査人への周知文書(案)

(本文)

【伊藤委員長】 少し時間より早いですけど、おそろいになってますから、始めさせていただきます。ただいまから、平成26年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。皆様には、御多忙中のところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、平成26年度第3回委員会の議事録についてでございます。事前に、各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 では、御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成26年度第4回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査の質の向上について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。資料1と資料1の別紙、それから委員限り資料Aとその別紙1から3までを参照して御説明をさせていただきます。

まず資料1ですが、政治資金監査の質の向上のうち、指導・助言につきまして、前回までの御議論で、1の背景・目的から6の委員会からの周知に至るまで、内容について、おおむね固まってまいりましたことから、1ページ目で、下の方ですが、これまでの議論を踏まえ、以下のとおり個別の指導・助言を実施することというふうにした上で、内容を説明するようにしております。

また、資料1に別紙が添付されておりますが、こちらは、内容について、スケジュール感を伴ったイメージを持っていただきますために、個別の指導・助言の枠組み、資料1の1ページ目の枠組みの図に対応したスケジュール表となっております。対照して御覧いただきますと、質の向上の取組が、今年3月の第2期取りまとめにおけます問題提起を受けたものであること、今年度第1回から第4回までの委員会における検討の結果でございます。昨今の政治資金に関する報道を直接に受けたというわけではないことが分かるようになっております。①から⑤、それぞれの実施時期について言いますと、①の確認項目の

通知を今後速やかに行いまして、来年27年の1月から5月までの間に②③の選管における受付・確認が行われまして、④の報告が12月上旬までの間になされ、⑤の実際の個別の指導・助言がほぼ1年後の12月下旬以降になるということについて説明しておる資料となっております。

次に、委員限り資料Aの方を御覧いただきますと、前回の御議論でいくつか御意見がありましたことから、それらの点について修正をしております、5ページの「4. スケジュール」、実施時期のところで、平成26年分の収支報告書（定期分）から実施するということを明記しております。

6ページに行きまして、「5. 個別の指導・助言の方法」について、(2)の指導・助言の手法のところですが、指導・助言の文例を現段階では別紙2のようにしておきました上で、最終的には、実際に指導・助言について審議を行っていただきます平成27年12月の時点で決定するというようにしております。

そこで、別紙2になりますが、指導・助言の文例につきまして、前回の委員会で、政治資金監査の対象団体ごとに、どの確認項目の指摘があったか、はっきり分かるようにすることが必要だという御指摘を踏まえまして、2ページになりますが、政治資金監査の対象団体ごとに該当する確認項目を記載するというように改めております。

委員限り資料Aの本体の方に戻っていただきますと、7ページからは、6. 個別の指導・助言に関する周知等について記載をしております、別紙3が、登録政治資金監査人への周知文書（案）ということになっております。都道府県選管からの要望を受けてうんぬんという経緯の説明は不要ではないかという御指摘がありましたことから、その部分を削除しますとともに、開始時期がはっきり分かるようにすべきという御指摘がありましたことから、赤線で囲んでいる枠内に、平成26年分以降の収支報告書（定期分）を対象として実施し、実際の指導・助言は平成27年11月末以降を予定しているということを明記するように修正をしております。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【日出委員】 1点だけ。日出です。委員限り資料Aの3ページの一番下の黒ポツの内容なのですが、下から4行目、「登録政治資金監査人は『収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』」というふうになってますが、この指

導・助言の方の確認項目⑩に該当した場合、別紙2の文書の方では、検算等により収支報告書に金額に不整合がないかを確認していただきますようお願いいたしますとなっておりますが、支出分に限りという言葉を削ってる意味合いを確認したかったんです。というのは、税理士会の場合は、全体を検算してくださいと言ってます。

【井筒参事官】 支出分に限る。

【日出委員】 一応、今の中については、あくまで支出についてのみというふうな考え方でいった場合に、記載の確認についての文書が出た場合には、全体的な不整合があった場合でも該当するというふうになってますけど、ここの確認をしたかったんです。

【小見山委員】 括弧書きがないということですよ。

【日出委員】 はい。

【井筒参事官】 委員限り資料A別紙2の3ページだと思いますが、確認項目⑩につきましては、本文の4行目の「支出に係る分に限る」というところに、後で繰り返し出てくるものですから、「以下同じ」というふうに、記載上、省略したということで、この点は。

【日出委員】 ごめんなさい。じゃあ、私がちょっと見落とした。

【伊藤委員長】 上に書いてあるわけね。

【日出委員】 上に書いてあるんだね。分かりました。

【井筒参事官】 そういうつもりでございます。内容について変えたということではございません。

【日出委員】 じゃあ、すみません。勘違いです。訂正します。

【伊藤委員長】 よろしいですか。

【日出委員】 はい。

【伊藤委員長】 ほかに。ございませんか。じゃあ、この議題につきましては、このとおり実施していくことといたしたいと思いますが、了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 もし細かな点で修正等ありましたときには、委員長一任ということにさせていただきますので、それもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 次に、第2の議題といたしまして、「平成25年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について」の説明を収支公開室にお願いします。

【照井収支公開室長】 収支公開室長の照井でございます。それでは、私の方から、去る11月28日に公表いたしました平成25年分政治資金収支報告の概要につきまして、御説明させていただきたいと存じます。恐縮ですが、着席したまま説明させていただきたいと思っております。

概要につきましては、お手元に、報道資料という横長の大きな資料と、1枚紙で、ポイントという縦長のものを用意させていただいております。この報道資料につきましては、対外的にはすべてA4版でお配りしてるところなんですけれども、表中の数字が非常に細かくて見にくいものですから、本日、拡大してお配りさせていただいたところでございます。

まず、報道資料、横長の1ページの表紙を御覧いただきたいと存じます。25年分収支報告書の提出団体数は3,345団体でございます。提出義務のある届出団体数に対する提出率は89.3%となっております。団体区分別の内訳は、記載してあるとおりでございます。なお、ここに記載はございませんけれども、提出された3,345団体のうち国会議員関係政治団体の提出団体数は907団体となっております。

続きまして、A4横長の2ページを御覧いただきたいと存じます。収支の概況でございますけれども、上段のグラフは収入額の推移が記載されてございます。一番右に25年の収入額がございますけれども、1,134億円でございまして、前年に比べて4億円、0.3%の増加となっております。グラフを御覧いただきますと、平成10年にピークがありまして、そこからしばらく減少傾向が続いておりましたけれども、24年、25年と2年連続で増加しているところでございます。なお、この収入額につきましては、前年からの繰越額は含めておりません。本年、25年のみの収入額が記載されているところになります。

次に、下段のグラフは支出額の推移でございますけれども、一番右の25年支出額は1,158億円で、前年に比べ51億円、4.6%の増加となっております。支出の方は年によってグラフが上下しておりますけれども、こちらも24年、25年と2年連続で増加している状況でございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと存じます。3ページは、収入の項目別及び団体区分別の内訳の表となっております。下段の方に合計という欄がございますけれども、この中の25年というところと対前年比というところを御覧いただきますと、25年収入額は、先ほど申しました1,134億円で、0.3%の増加でございます。

その右側の項目別でございますが、増減の大きい主な内訳としましては、寄附の欄を御覧いただきますと、個人分についてはややマイナス、法人その他の団体、その右の政治団体分、これは増加しております、寄附の計で162億円、12.5%の増加となっております。また、その右、事業収入については若干の減少、借入金については大きく減少しております。本部支部交付金収入は増加、その他の収入のうちのその他というところが大きく増加しているという状況となっております。このうち寄附収入と、事業収入のうちの政治資金パーティー収入については、後ほど別の表で推移の状況がありますので、後ほど御説明したいと存じます。

それから、借入金が大きく減少しておりますけれども、この表の上の段の方に政党という区分がございますけれども、ここで借入金がマイナス32億円と大きく減少しております。後ほど、政党本部分の収入の表も出てまいりますけれども、政党本部における借入金が大きく減少しているという状況でございます。

その右側の、同じ政党の欄のその他の収入の中のその他というところを御覧いただきますと、ここも大きく増加しておりますけれども、その他収入が大きく増加したのは、24年12月、2年前に執行されました衆議院選挙の際に供託金が支出されておりますけれども、その戻り金が25年に入ってから政党本部の方に収入されてるという状況もございまして、その他収入が増加しているという状況になっておるところでございます。

それから、同じ表で、一番下段の方に、合計のうちの国会議員関係政治団体という欄がございます。ここを御覧いただきますと、本年收入額の欄は160億円、対前年比で11.9%の増加となっております。寄附につきましては各項目とも増加しております、寄附の計のところでは52億円、16.1%の増加となっております。事業収入は増加ですが、借入金は減少しております。本部支部交付金収入は増加と。このような状況となっておりますのでございます。

ここで、寄附収入と政治資金パーティー収入の状況を御覧いただきたいと存じますので、恐縮ですが、7ページをお開きいただければと思います。7ページの真ん中に寄附という欄がございますけれども、寄附の中の計欄を御覧いただきますと、平成3年のところで958億円という数字で、ここがピークになっておりまして、そこからしばらく減少が続いております。23年のところで、116億円で、ここで底になっておりまして、24年、25年と2年連続で増加しておりますけれども、ピーク時に比べますとだいたい6分の1という状況になってるということでございます。

それから、一番右に事業収入の内書きとして、政治資金パーティー収入の数字がござい
ます。こちらにつきましては、平成16年のところで143億円というのがございまして、
ここがピークになっておりまして、これもしばらく減少してはおりますが、24年、25
年と2年連続で増加しております。ただ、こちらもピーク時に比べると約半分の額になっ
ているという状況でございます。

以上が収入の概況でございます。

またちょっとお戻りいただきまして恐縮ですが、4ページをお開きいただきたいと思ひ
ます。4ページは、支出の項目別の状況でございます。これも下段の方に合計という欄が
ございすけれども、御覧いただきますと、支出の合計は一番右の方にございす。合計
額が1,158億円ということで、4.6%の増加になっております。

その内書きとしまして、表の左の方が経常経費でございすけれども、御覧いただきま
すと、人件費から事務所費まで各項目とも増加してはおります、経常経費の計①という
ところでございますが、226億円、2.6%の増加となっております。

右の方が政治活動費でございすけれども、こちらについては、組織活動費は増加、選
挙関係費は大きく減少、機関紙発行その他事業費の中の宣伝事業費が大きな増加を示して
おります。その隣の政治資金パーティー開催事業費も増加という状況になってはおりまして、
右に行きまして、政治活動費の計欄、②のところでございますが、932億円、5.0%
の増加となっております。

この政治活動費の中で、まず選挙関係費が大きく減少して理由でございますけれども、
これにつきましては、やはり24年12月に執行されました衆議院選挙の供託金が24年
の方に大きく計上されてはりましたために、24年分が大きくて、25年は、ある意味、
平準化されたというところで、マイナスになっているというふうに見られてはおります。そ
れから、その2つ右でございすけれども、宣伝事業費が逆に大きく増加している理由で
ございすけれども、これもやはり24年12月の衆議院選挙に要しました宣伝広告費用
が、支出が25年に支出されたというのと併せまして、25年7月に参議院選挙もありま
したので、そういったものが相まって、25年分が大きく数字として出ているというふう
に見ているところでございす。

以下、同じ表で、一番下の方に国会議員関係政治団体の数字がございすけれども、経
常経費が増加、それから政治活動費につきましても、右の計のところが増加という状況に
なっているところでございす。

以上が支出の概況でございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。これは政党本部の収支規模、まず収入の方でございます。左側に本年收入額という欄がございますけれども、一番下の合計欄を御覧いただきますと、合計で791億円、マイナス13億円。率は記載しておりませんが、率で言えば1.6%のマイナスという状況になっております。

各政党本部別に御覧いただきますと、収入におきましては、自由民主党は収入額が233億円ということでトップになっておりまして、以下、日本共産党、公明党、民主党、日本維新の会と続いている状況でございます。なお、自由民主党は、収入額につきましては、平成20年分以来5年ぶりにトップになっているところでございます。

それから、各本部別の収入の内訳を御覧いただきますと、自民党では寄附のところが大きく増加している。それから、借入金というところが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、24年は20億ありましたけれども、25年は0ということで、皆減になっている状況でございます。右側のその他の収入ですけれども、政党交付金も大きく増加しておりますし、その他の中のその他のところも大きく増加しております。このその他の収入の内容としましては、先ほど言いました供託金の戻り金が含まれているのと、立法事務費などもこの中に計上されておりまして、ここは大きく増加となっている状況でございます。

一方、例えば民主党ですと、ここの欄を御覧いただきますと、すべての項目でマイナスになっておりまして、特に政党交付金とかその他収入で大きく減少しているというような状況になっております。

共産党と公明党につきましては、事業収入の欄を御覧いただきますと、どちらも大きなマイナスになっておりますけれども、これは機関紙収入、発行収入などが大きく減少していると。こんな状況になっております。

収入につきましては、おおむね以上でございます。

次に、6ページを御覧いただきたいと存じます。政党本部分の支出でございます。これは一番右下が合計になっておりますけれども、政党本部分としましては814億円で、43億円の増加、率にすると5.5%の増加という状況になっております。

各政党本部別に、項目別に御覧いただきますと、例えば自由民主党ですと、政治活動費の中の選挙関係費、大きくマイナスになっておりますし、その2つ右の宣伝事業費は大きく増加してる。これは、先ほど申し上げましたように、24年12月の衆議院選挙に関連して、供託金の分が24年に計上されてるとか、あるいは宣伝広告費用が25年に支出さ

れてるといふ事情によりまして、こういう増減になってるといふことでございます。

同じような状況が、例えば民主党にも数字が出ておりまして、選挙関係費でマイナス、宣伝事業費は大きくプラスと。こんな状況になっているといふところでございます。

大変雑駁でございますけれども、以上で概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

では、これはここまでにしまして、次に第3の議題といたしまして、「政治資金監査に関する報道について」及びこれに関連するその他の議題といたしまして、「国会における答弁状況」についての説明を事務局にお願ひいたします。

なお、第3の議題につきましては、政治資金監査制度を所管する立場から議題とするものであり、報道について事実関係を確認したものでもないことから、仮に特定の個人や政治団体名について発言がなされた場合には、議事録上では特定されないように対応させていただきます。

【井筒参事官】 それでは、資料3と資料4によりまして、御説明をさせていただきます。机上には、タイトルなしでファイルしておりますが、総務省でスクラップをしております新聞記事、政治資金に関連しまして、9月末以降、12月上旬までの間のものが380ページほどありますが、それを置かせていただいております。これらの報道につきまして、もとより事実かどうかの確認を行ったものではございませんが、これらの報道に関連しまして作成したのが資料3ということになります。

表紙をおめくりいただきますと、目次になっておりまして、大きく1と2に分かれております。1の方は、現行制度上の取扱いに関する報道としまして、政治資金監査あるいは登録政治資金監査人が登場する記事につきまして、政治資金監査制度上の論点との関連を整理したもの。具体的には、根拠法でございます政治資金規正法の規定や、その改正の際の国会議事録、当委員会で策定をいたしましたマニュアルあるいはお示しした見解、Q&Aなどのうち関連があると思われるものを挙げまして、マニュアルの体系順に整理をしております。

次に、2のその他の報道の方では、政治資金監査制度を含む政治資金制度全般について言及している社説等の記事につきまして、関連の部分を引用して、こちらは日付順に整理をしております。

また、資料4としましては、前回、第4回委員会で御報告をしました、国会における答弁状況につきまして、参議院外交防衛委員会の議事録が出ましたので、そちらから引用したものをお配りしておりますが、そこで論点となりました人件費の確認方法と収支報告書提出後の訂正の点につきましても、資料3の項目の中に入れ込んでおります。

それでは、まず1、現行制度上の取扱いに関する報道のうち、(1)政治資金監査の基本的性格との関連で、①個々の行事ごとの収支に関する報道についてですが、これはどのような報道に関する論点かといいますと、国会議員関係政治団体などの政治団体が参加者から費用を徴収して開催する行事の収支報告書への記載というのを個々に見た場合の報道でありまして、例えば、行事ごとの収支という観点で見ますと、収入に比べて、会場代などとして支出されている支出の方が多く、合っていないのではないかとか、ひいては選挙区の有権者を含む参加者に対する寄附になっているのではないかと、あるいは政治団体が参加者から徴収したとされている費用が収入の方に一部しか記載されていないとか、あるいは全く記載されていない。それから、毎年開催されている行事であるというふうに取り上げられているようですが、ある年の収支報告書には収入、支出ともに記載されていないといった報道に関するものでございます。また、このような報道の中で、政治資金監査人の指摘によって収入の記載漏れに気付いていたというような報道もあります。

この①につきまして、まず1ページですが、国会での議論のところですが、平成19年改正の際の国会での議論の御紹介になりまして、1ページ下の方の段落の中に、総務省に置かれる委員会と政治団体の政治活動の自由との関係について言及がありまして、政治団体が行った支出の中身がその政治資金の使い道として適当であるかどうか、総務省の中の委員会の方で決めるという話ではございませんという、提案者からの説明がございまして、2ページに参りまして、下の方になりますが、形式的事項とはいえ登録政治資金監査人がその形式的事項に関してはチェックをするというところで各党派各会派の御議論がまとまったという改正の趣旨についてのまとめがございまして、

これを受けまして、その下の政治資金監査マニュアルのところでは、8で政治資金監査の定義を確認しました上で、16と19のところ、花輪等の支出について、公選法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めるというふうになっているところ、

その下のQ&Aにおきましては、収入の記載漏れを見つけて支出の記載漏れに気付くに至った場合ということの問いがございまして、答えの方で、なお書きにありますように、

収入の記載漏れにつきましては、収入がその対象となっていないことを確認しております。

次に②でございますが、支出の妥当性、括弧としまして、使途、支出先、この2種類が指摘されてるようでございますが、あるいは支出項目の区分の分類に関する報道でございます。これはどのような報道に関する論点かというふうにいいますと、国会議員関係政治団体などの政治団体の収支報告書に記載されている支出につきまして、使途として、例えば、いかがわしいバーでの費用、あるいは乳幼児用品の購入など、その支出の内容が政治活動の費用として適正を欠くのではないか。あるいは、支出先につきまして、国会議員の親族の経営する企業であって、政治資金の支出として適切か、公私混同ではないかですとか、先ほどの使途の話と重なるところもありますが、区分の分類としまして、乳幼児用品や化粧品についての支出が事務所費に区分されていると。これは公私混同ではないかといった報道に関するものでございます。

これにつきまして、国会での議論につきましては、先ほどの1で見たとおりになりますが、関係法令のところでは、支出項目の区分の分類に関して挙げてございまして、次の4ページの上に記載要領がありまして、規定の趣旨としましては、すべての支出を挙げられておる次の分類基準によって、政治団体の方で分類をして、記載してくださいというふうになっております。

それを受けまして、政治資金監査マニュアルでは、Iの目的のところの最後のところで、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないということを確認しております。その上で、IVの、会計責任者等に対するヒアリングのところでは、10で、誤りがないことの確認を会計責任者に求める。それから、①でも出てきましたが、16と19のところで、確認を会計責任者等に求めることというふうにされております。

5ページのQ&Aのところでは、1つ目の方では、書面監査とヒアリングという構成に関しまして、どこまでの確認をすればいいのかという問いが立っておりまして、答えの方では、形式的なチェックに加えて会計責任者側に確認を求めたり、注意喚起をしたりしていただくということで、基本的性格が形式であるというところから外れるものではないという答えをしております。2つ目の方のQ&Aでは、使途の妥当性についても登録政治資金監査人が判断するべきではないかという問いになっておりますが、国会における議論の結果を踏まえまして、使途の妥当性を評価するものではないというふうに答えとしております。

その下の委員会見解の方では、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものにつきまして、表自体は省略しておりますが、表形式で整理をし、標準的な分類を示しております。

6 ページに参りますと、第2期取りまとめにおきましても、このように政治活動のあり方の変化に応じて委員会の見解を示すなどの方法によって、疑義が起きないようにしていく必要があるというふうに行っているところでは、

6 ページの③収支報告書等に記載されていない支出に関する報道でございますが、これはどのような報道に関する論点かといいますと、先ほどの①とも関連しますが、毎年実施されている行事であるというふうに報道されているにもかかわらず、ある年の収支報告書には記載されていないとか、あるいは支出の一部に記載漏れがあったということで、その後、訂正されたというような報道に関するものです。これにつきましては、このような収支報告書等に記載されていない支出について、政治資金監査人にどこまでの義務が要求されておるのかということになります。

6 ページから7 ページにかけて挙げておりますのは政治資金規正法の規定ですが、第9 条で、会計責任者がすべての支出を会計帳簿に記載する義務があると。12 条の方では、普通の政治団体は1 件5 万円以上のものについて収支報告書に書く必要があると。19 条の10 では、特に国会議員関係政治団体の場合では1 件1 万円以上のものについて記入して提出する義務があるということになっておまして、7 ページ下の方の国会での議論は①で見たとおりということになります。

これらを受けまして、8 ページになりまして、政治資金監査マニュアルの10 のところでは、登録政治資金監査人に調査や資料要求の権限がないということから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料、あるいは会計責任者の説明に基づいて確認することが期待されるというふうに行っております。その下のVの個別監査指針のところでは、17 で、政治資金監査においては会計帳簿とすべての領収書等の突合、24 の方では、会計帳簿から収支報告書への必要事項の漏れのない転記を確認することが求められていると。

それらに関連しまして、Q&Aのところでは、1 つ目の方ですが、会計帳簿や収支報告書に記載されていない、外形的に確認できない支出について、発見の義務があるのかどうかという問いに対しまして、外形的に確認できないものについては発見することまでは求められないというふうに行っております。2 つ目のQ&Aは、より具体的に、例えばという

ことで、どの預金口座から支出されているかまで確認しなければならないかという問いが立っておりますが、そこまで確認することは求められていないというふうにしておるところです。

9 ページの④ですが、領収書等亡失等一覧表に関する報道でございます。これはどのような報道に関する論点かといいますと、収支報告書の定期公表の報道の中で、ある国会議員関係政治団体について、領収書を紛失していたことを政治資金監査人が政治資金監査報告書で指摘をしていたという報道に関するもので、これにつきましては、Vの政治資金監査マニュアルの個別監査指針におきまして、8の方で、領収書等が存在しない、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも書いていないという支出につきましては、領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求めると。12の方では、その表のとおりであることの確認を求めるということ。VIIの政治資金監査報告書では、16において、それを監査報告書に明記するということを求めています。

その下のQ&Aのところでは、表のとおりであることの確認を求めれば足りるのか、さらに請求書や契約書等により確認するのかということの質問がありますが、請求書や契約書等により確認することまでは求められていないというふうにしております。

10 ページですが、⑤で、人件費の確認方法に関する報道で、これは⑦とともに、前回、第4回委員会で御報告しました、国会における答弁状況に関するものということで、資料4が議事録の引用ということになっておりまして、人件費についての政治資金監査はどのように行われるべきというふうに委員会で指導しているのかという点でございます。まずは個別監査指針の19のところですが、領収書等との突合により確認すると。これらの書類で確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により確認するというふうになっております。その下のVIの方では、13ですが、貸金台帳等によって確認できない場合にはヒアリングでの事情の聴取。16の方では、監査報告書への記載を求めているということになります。

(2) としまして、登録政治資金監査人の資格との関連でございます。⑥になりますが、これはどのような報道かといいますと、収支報告書について問題点を指摘するのに関連しまして、その国会議員関係政治団体で政治資金監査を実施した監査人が当該国会議員の別の政治団体の代表者ではない幹部であったということで、いわば身内による政治資金監査ではないかといった報道があったものでございます。この業務制限につきましては、これまでも委員会で継続的に検討をしてきているところでございます。後ほど紹介しますが、

3月の取りまとめでも委員会の見解を示しております。

11ページの上の方からは、関係法令ということで、法律に規定がありまして、施行規則の方で具体的に規定をしております。

12ページに行きますと、マニュアルの方でもその趣旨を敷衍して説明しております。

委員会では、このマニュアル策定後も業務制限の範囲について検討を続けまして、13ページの下の方から14、15の方にかけて掲載しておりますように、3月の第2期取りまとめで見解を明らかにしております。14ページの下の方の段落の方になりますが、政治資金監査の基本的性格を確認しました上で、現在の業務制限の強化の必要性はないというふうになっている一方、15ページの上の方ですが、その一方でということで、国民の高い信頼を保つための配慮が必要であるということで、検討した類型のうち、今回の報道に関連しますと、④の類型につきましては、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であるというふうにしております。

この見解を受けまして、13ページに戻っていただきますと、その後、6月に公表しましたQ&Aにおきまして、問いが2つ立っておりますが、1つ目の代表者以外の後援会役員と、下の方の後援会の代表者を対比させていただくと分かりやすいと思いますが、国会議員関係政治団体の後援会代表者が別の国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査をすることについては、望ましくないというふうになっているところです。

それから、15ページに再び行っていただきまして、(3)収支報告書提出後の訂正との関連で、⑦収支報告書提出後の訂正に関する報道で、これは⑤のところでも申し上げましたが、前回御報告しました答弁状況に関するもので、収支報告書が訂正された場合の政治資金監査につきましては、マニュアルで引いておりますように、そういう場合に対応できますように、会計責任者に、訂正した場合には政治資金監査人に対して連絡するよう伝えておいていただくとし、委員会見解では、法律上の規定はないとした上で、訂正内容について、監査人の確認を自主的に受けることが適当であるというふうにしております。

それから、16ページ、17ページがその他の報道ということになりますが、特定の論点に関するものではありませんので、端的に内容を紹介しますと、①では、政治資金監査につきまして、支出の適正性などはチェックされないということを理解した上で、なお監査の実効性を高める方策を検討してはどうかというふうにしております。②では、最後の方ですが、政治資金のチェック体制を抜本的に見直さないと、またいつか疑惑の連鎖が起

きるというようなことを主張しています。③では、平成20年に始まった政治資金監査人制度が機能しているのか、疑問も生じるとした上で、登録した弁護士や公認会計士らによるチェックの実態を検証すべきではないかとしております。④では、複数の政治団体の監査を行った方のコメントとして、収支の適正性まで確認する監査人は少ないというコメントが紹介されております。また、後ろの方では、監査制度が形骸化していると。監査人に収支の具体的な中身を調べられる権限を与えるべきとの見解が紹介されております。⑤では、政治資金の出を何とかする政治資金制度の見直しが求められるというような見解が紹介されております。

ちょっと駆け足でしたが、御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 3ページの上の方の19に書いてございますことに関してなんですけれども、これは今回の報道といいますよりは、マニュアルのあり方についてのことなんです。私、若干、この考え方に疑問を持っておりまして、19では、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を求めよとなっておりますが、確認して、もし公選法に違反してる場合についてはどのようにしろという考えがあって、こういうふうになっているのか。

といいますのは、そもそも私、政治資金監査の目的は何かというと、政治団体が様々な支出を行ったものについて、それを会計帳簿に記し、そして領収書等を持っているわけがございますね。収支報告書には、その支出の実態が間違いなく会計帳簿に即し、あるいは領収書に即して、支出を行ったことがそのまま収支報告書に書いてありますよと。そのことを担保するのが登録政治資金監査人の仕事じゃないかなと私は思ってるわけなんです。

このように、その実態について、適合性のうんぬんについての評価をあたかもここでは求めるような感じの書き方になってるんですけども、どうもそれが、そもそもの趣旨、あるいは先ほど、適合性うんぬんは関係ないということもございましたね、国会答弁の中で。それとの関連で、この19をどのように理解していいのか、私は疑問に思ってるんですけども、これについて御説明いただければと思います。

【井筒参事官】 当初のマニュアル策定の際に議論になったところであると承知しておりますが、政治資金監査という仕組みを導入した後において、支出において違法なものを抑制というか、違法な支出が出ないようにするために、監査人がどの程度政治資金監査で関

与するかという御議論があった時に、事実関係の外形の確認に加えて、会計責任者の認識を確認するという限度においては聞いた方がいいのではないかということで導入されたものであるというふうに承知をしております、その後、どういう事務処理をするかというところまでは議論にはなっておらなかったかと思いますが。

【小見山委員】 補足の説明をさせていただきます。小見山でございます。当時、われわれ税を取り扱う者が人件費についてチェックをするとき、源泉税がないとか、法律的には脱税ではないんですが、税の処理について間違っている行為があったときに、どのように指導すべきなのかを議論した時がございました。その時に、少なくとも税について間違っていれば、源泉税を支払いなさいというアドバイスをすべきなのではないかという意見になったんです。

われわれは、公職選挙法のプロでも何でもありませんので、何か問題があるときに非常につらい立場になるので、源泉税だけの話をしました。このぐらいのことは少なくとも会計責任者に聞いた方がいいのではないかというようなことが議論されて、確か入ってきた文章だと思っております。

【伊藤委員長】 今お話しになった源泉のことは、このマニュアルには何も出てないんですか。

【日出委員】 出てます。

【小見山委員】 出てます。出てましたね。

【日出委員】 Q&Aかな。

【伊藤委員長】 それは、ちなみに、どういう。今おっしゃったような、アドバイスをしろというような。

【小見山委員】 確か出てたと思います。

【井筒参事官】 66ページですかね。

【伊藤委員長】 マニュアルの。

【井筒参事官】 マニュアルの。

【伊藤委員長】 テキスト。

【井筒参事官】 テキストの66ページ。16のところで、下の方になりますが、「なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げない」というふうになっておまして、67ページの方で、色の濃くなってるところで、その内容について例示をしております中に、2つ目のポツが人件費関係の書類の不備として例示

をされているということになっております。

【大竹委員】 よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 今おっしゃいましたように、例えば税の計算間違い等であれば、後から納付すれば済む問題だと思うんですけども、ここに書いてありますことにつきましては、支出した段階で、その時点において既に公職選挙法違反を構成してるわけですね。犯罪になってるわけですよ。違法な場合ですよ。ですので、過去の違法行為を犯した事実がまずあって、それをそのとおり収支報告書に書いてきてるものについて、その確認を求めるというか、それについての事実を追及しても、どのような意味があるのか。むしろ、こういったものについては、政治団体が、違法な行為であれ何であれ、支出したものについてはすべて収支報告書に書くように指導するのがむしろ登録政治資金監査人の責務じゃないかと私は思っております。

【井筒参事官】 すみません。

【伊藤委員長】 はい。

【井筒参事官】 この趣旨につきましては、ほかの項目も含めて、法令違反とか、何らかの行為がないかどうかの確認をするという趣旨については、適法であるというふうに行われてることを前提に、いわば注意喚起としてやるということが入っております、違法であったときに正すうんぬんというのは議論されてない。

【大竹委員】 適法なものについては、わざわざ注意喚起する必要ないわけですね。

【井筒参事官】 どうせ聞かれるので、ちゃんとしておくというようなことではないかと思えます。

【伊藤委員長】 公選法上、全部がいけないというわけじゃなかったですよ。

【大竹委員】 ええ。選挙区内にある者にされた場合ですね。

【伊藤委員長】 そうですよ。だから、そういうことで書いてあると。これは大丈夫ですかと。大丈夫だと。あるいは、大丈夫じゃないと。

【井筒参事官】 聞く程度の確認は、新しい制度を導入した時には必要ではないかという意識で導入されたものと。

【伊藤委員長】 大丈夫かというぐらいのことは。そうすると、大丈夫じゃないと言っちゃったら。

【大竹委員】 大丈夫じゃないと言った場合にどうするかということですよ。

【伊藤委員長】 どうするか。そういうことはないんだと。

【井筒参事官】 そこは適法に行われるというのを前提として議論されておると。

【伊藤委員長】 念のために、大丈夫ですかと。

【井筒参事官】 制度を新しく入れる以上、そこについても何らか確認をするということにしたいという当時の議論だと思われま。

【伊藤委員長】 大竹委員、どうでしょう。

【大竹委員】 政治団体あるいは政治家が悪をなさずということであればそうかもしれませんが、そうじゃなくて、往々にして悪をなす場合があります。その場合に、収支報告書に書いてあったものを、それを報告してもらって、それを国民が見て判断していく。それで批判していく。これがまさに政治資金規正法の目的であって、要するに国民の目を通じて、政治家あるいは政治団体が行う非違行為を是正させていこうというのが法律の目的だろうと思うんです。それとの関連でいきますと、逆に言いますと、犯罪事実というか、そういったものをもし出したとして、それをこういうふうなところで指摘することによって、それを隠蔽する方向にむしろ動くんじゃないかと。収支報告書をですね。むしろそのようなマイナス面が出てくるようなおそれがあるビヘイビアは取らない方がいいんじゃないかなという感じがするわけです。

【小見山委員】 今、初めて、そういう見方をなさる意見をお聞きしまして、おっしゃるとおりだなと。なるほどと思いました。当時は、少なくとも、いろいろなプロの人たちが集まって、自分たちの経験の下で監査をさせていただくということになるので、自分たちの分野で経験を積んで、おかしいなというものについて、分かっているのにそのままにしているのかと議論しました。分かっているにもかかわらず、そのまま何も知らん顔して判子を押しているのかと。多少直せるものだったら直させたいということがありまして、今、こちらにあるように、税の話から源泉税の話とか、そんなふうなことは少なくとも直してくださいよと。払ってあるのであればちゃんと出す、払ってないんだったら払いなさいと考えました。19番の一番最後のところ、今、大竹委員の御指摘のところなんですけれども、これについても派生して出てきたんですが、問題ないという答えが返ってくるのを前提にしたものですから、今おっしゃったようなことは想定してなかったです、その当時は。

【大竹委員】 よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 私、なぜこれをくどくど申し上げるかといいますと、今回の一連の報道の中で、登録政治資金監査人がもう少しきっちり監査していればこういったことは起きないんじゃないかというような論評が時々見られるわけでございます。しかし、それは登録政治資金監査人の仕事じゃありませんよと。むしろ、こういった形で登録政治資金監査人がしっかり監査することによって、そういう事実が表にむしろ出てくると。そのことがむしろ法律の目的に即してるんですよということだろうと思うんです。

【小見山委員】 おっしゃるとおりですね。

【大竹委員】 もし登録政治資金監査人も、こういったものに対する範囲まで責任が及ぶとするならば、たまったものじゃないと思うんです。いちいちその行為の適法性から妥当性まで判断しろと言われてましたら、とても務まらないんだと思うんです。ですから、過重な責任をむしろ負わせることになるんじゃないかという感じがします。マニュアルにこのような記載があることが、登録政治資金監査人に、また、そのような幻想を周りの方に抱かせるんじゃないかと思imasので、そのところははっきりさせた方がいいんじゃないかなという感じがいたしております。

【伊藤委員長】 確かに、この19のようなものは、今度の報道でも出ている、こんなのは政治活動のお金なのかと。不適切じゃないかとかいうものに若干通ずる。

【小見山委員】 可能性はありますよね。

【伊藤委員長】 もんではありますわね。だから、中身にまで監査人がチェックするのが必要じゃないとか、それが足りなかったんだというものに、雰囲気としては通じる取決めかもしれません。

【井筒参事官】 当時、マニュアルを最初に作りました際には、一連の事務所費問題というのがあって導入されたというところなので、委員の中に、新しい制度を導入して、いわば不適正な支出を正さないで素通りさせてもいいものかという問題意識があったというのは否めませんので、現状、冷静になって考えると、ありのままに出すのがいいのかどうかというところについては、このマニュアルの体系的な問題なのかもしれないとは思います。ただ、当時は、Q&Aにも出てきましたように、一体この監査では確認をするのか、ヒアリングでどこまで適正なことまでやるのかというところについては、あくまで基本的な枠組みは、国会での議論を御紹介したとおり、形式的な事項というふうになっておりますので、そこからはみ出さない範囲だというふう到现在のところは整理をしてる。ただ、マニュアルで当委員会が策定をするものでございますので、そこについて議論があれば、マニ

ュアルを見直すということはあるかなと思います。

【森政治資金課長】 よろしゅうございますか。

【伊藤委員長】 はい。

【森政治資金課長】 今、大竹委員の方からも、会計帳簿の方が正しく記載をされているということを前提に、それから収支報告書にも記載がちゃんとされているかどうかの確認ということだったんですけども、会計帳簿そのものについて、少し法の誤解というのか、記載の誤りというのか、そういうようなことで、例えば、政治家が自ら出席をして、葬儀なりの場で香典を払うというようなときに、これは違法ではありますけども罰則はないというようなケースもございます。そういうようなものについて、本来、本人が出席していたにもかかわらず、それを誤って団体の方の単なる支出としてしまったと。本人が自分のポケットマネーで払ったものを団体の支出としてしまって、それを誤って会計帳簿に記載してきたと。こういうケースもあり得るものですから、そういうことを考えますと、こういった記載についても、これは確認いただくということが大変、こういったことを是正する上でもいいのではないかなという感じがいたしております。

【伊藤委員長】 ほかに。田中先生。

【田中委員】 なかなか難しい問題であると思いますが、法令上、問題があった場合、それを見過ごせということ、このマニュアルに書くのはちょっと難しいと思います。一般常識としては、問題があるならばそれなりに指摘すべきということになります。法律の趣旨から言えば、大竹委員のおっしゃることも非常によく分かりますが、他方、このマニュアルにおいて、より具体的な運用に当たって、見つけてもそれを見過ごせということは書けないかと思います。

【伊藤委員長】 またいずれマニュアルが。

【井筒参事官】 全体の構成に関わるようになりますので、少し事務局の中でも、性格の違うものがどのぐらい混ざっておるのか、整理させていただこうと。

【伊藤委員長】 ここですぐ結論の出るようなことじゃないので。全体としてですね。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 今日、この問題についても、報道に関してはいろんなたくさんの指摘があるので、ほかにはどうでしょうか。

【田中委員】 一連の報道を見ていて、今の制度、政治資金全体の制度としていかなものかという指摘は、それは指摘としては分かりますが、他方、監査人の役割や、その限界

を理解してないような発言も目立ちます。そもそもを言えば、会計責任者の問題ではないかと思いますが、この一連の事件なり報道を受けて、会計責任者に対しての措置なり対応については、この委員会というよりは、総務省さんとして何か対応あるいは御検討はされてるのでしょうか。すみません。この委員会とは直接関係しない話ではありますが、もし何かあればお答え願います。

【森政治資金課長】 失礼いたします。これも政治団体につきまして、本当にピンからキリまでと言ったら失礼でございますけれども、本当にほとんど実質がないようなものから、政党みたいな形で、ものすごくたくさんのお支出があるようなものまで、本当に様々なものがありまして、そういったものについて、総務省として、すべての政治団体を対象に何らかのものをやるということは、なかなかこれは物理的には厳しいものがあるんじゃないかなという感じはいたしております。

昨今、特に問題になっておりますのは、国会議員の關係の政治団体についてのことで問題になっているようなことがあるわけでございますけれども、こういったことについて、政党の中の内部秩序として、配下の団体に対しての研修会といったようなことも定期的にやられてはおるようでございますので、そういったことでやっていただきたいというふうにも思いますし、そういった場で、仮に私どもの方から何かアドバイスが必要ということであれば、そういったところに出向いて行って対応するということはやぶさかでないというふうには思っておるところでございます。

【伊藤委員長】 あと、よろしいですか。報道を見ると、誤解がされてるところはありますわね。例えば、収入についてはしないとか、その中身についてどうだとか、それからまた、政治家自身がいろいろ批判された時に、ちゃんと監査を受けたんだというようなことを言ったりもしてますよね。そういう意味で、広報というんですかね。要するに、マスコミを通じて世間に知らしめるんでしょうけども、それはまだ十分にしていんじゃないかなという気がするんです。だから、どういう形でするのはまた問題があるにせよ、もう少し、良い、悪いは別として、この委員会が与えられてる権限と、この委員会ではできないこと、それをもうちょっと分かりやすく、メディアを通じて世の中に知らす必要があるんじゃないかなというふうに思いますけどね。

つまり、大きな新聞の社説なんかにはバーンと書かれてるけども、それは基本的に間違ってるようなものもありますわね、おそらく。法律を変えろという趣旨なら、それはそれでいいんですけども、今でもできるかのように書かれて、今の制度自体が役に立ってないと。

もともこの制度というのは、先ほど大竹委員がおっしゃったような、国民の批判を浴びるために出す制度で、だからこそ、こんないろんな問題が出てきてるのは、実は上がってるんですよ、実際は。そういうことが認識されてないように思うものですから、もう少し何かが必要かなというふうな気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

【日出委員】 この委員会の目的になるのか、私も判断つかないんですけど、第1回目からずっと、監査をやってきた税理士からのいろんな意見の中で、いろんな関係団体の方の会計責任者とか事務担当者の会計に対する意識レベルというか、それがあまりにも低すぎるというのが意見としてはけっこう多かったんです。今回の問題なんかも、特定の名前を挙げれば、Aさんの問題かもしれませんが、収入と支出が、全くバランスが崩れてるなんていうのは、会計責任者とか事務担当者が普通感覚ではないような気がするんです。でなかったら、あんな報告書は作れないんです、よほど意識しない限りは。お金がなかったのかどうか分かりませんが、今、検察の手が入ってるから、後から分かるんですけども、会計に対する会計責任者や事務代行をする方々の、政治資金に関する会計に対しての認識というか、そのレベルが低すぎるのではないかと。そこが全く手当てされてないところが大きいのではないのかなと私らは考えてます。

それから、もう1点は、当初から、監査でいろいろヒアリングをすることにはなってるんですが、ヒアリングしっぱなしなんですよね。いずれ、どういう格好になるか分かりませんが、ヒアリングした項目もきちんと明細を取って、どのように答えてくれたかまで記録に取っておくようにとは言っているんです。マニュアルの中でもそういった部分を、後で監査するとかっていう問題ではないにしても、ヒアリングについて、どのようなものを聞いて、どのような返事をいただいて、どうだったのかという、その辺のものをちゃんと記述して取っておくような形のをマニュアルか何かの中で整備するというのも必要なのかなというふうに思ってます。

【千葉事務局長】 最初に、委員長から広報の話が出てまいりました。実は、ここの委員会が始まって、今、7年目になったところですけども、これが動き出した直後は別として、マスコミ等に取り上げられるというケースがあまりなかったんじゃないかなと。年に1～2回出てくればというぐらいの感じだったと思います。ところが、先の臨時国会以降、かなりの量になりまして、今回、初めてこういう形でお示しすることになったわけでございますけれども、私ども、やってみてきて、確かにマスコミの方々にいろんな誤解もありそうだと。だけでも、それは、これを取り上げられることもなかったし、確かにこちらも

そういうことを、ブリーフィング等はありませんけれども、網羅的にお伝えするということはあまりなかったんだろうなというふうに思ってるところでございます。

ですから、今後、どういうやり方をすればいいのかということは、ちょっと工夫の余地はあると思いますけれども、例えば、今回もこういう形で資料3、そのまま出させていたかどうかと思ってますけれども、こういうような報道があり、こういう考え方で動いてますよということを、機会をとらえてお示しするという必要かなというふうに思っているところです。

【井筒参事官】 日出委員のおっしゃられたヒアリングの件ですが、先ほどの大竹委員からの、確認を求めるところにも通じますが、書面の突合が基本だと。書面監査が基本だとしつつ、策定当時においては、違法であるとか、いくつか書面の突合からはみ出る部分についてヒアリングをすることにすると。そのヒアリングをした結果の取扱いについて、マニュアル策定の過程においても、調書のような様式を取っておいた方がいいのか、あるいはそういう形で要求するとヒアリングの内容やその残し方について監査人の責任問題が生じるというような議論があったというふうに記憶しておりますので、先ほどの大竹委員の基本的な性格論とヒアリングの位置付け、ヒアリングを仮にやった場合の結果の取扱いというのは、いわば相通ずるところがありますので、少し整理をさせていただいて、また御相談させていただければと思います。

【伊藤委員長】 ほかに。じゃあ、この議題についても、この辺りでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 次に、第4の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 資料5をお願いします。1の登録状況でございますが、登録者数が一番下にございまして、4, 569名ということで、前回委員会で御報告したものより35名増えております。

裏面に参りまして、研修の状況でございますが、本年度の集合研修が終了しました12月10日現在の数字ということになります。2の登録時研修がこれまでの合計で4, 677名、3のフォローアップ研修の再受講研修が287名、4のフォローアップ研修のうち実務向上研修が1, 116名というふうになっております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞ発言し

てください。

【日出委員】 フォローアップ研修、何%になりますか、だいたい。

【井筒参事官】 今年で言いますと25%、累計で言いますと50%程度になっております。次回委員会で、少し精査した資料をお出ししたいと思っております。

【伊藤委員長】 登録時研修って、新しくなった人は別個に年に1回か何かの研修をするわけですか。

【井筒参事官】 いや、登録をした後、1度登録時研修を受けたら、それ以後、監査ができるということになっております。

【伊藤委員長】 登録時研修というのは、通年やってるんですか。そうじゃなくて、何月。

【井筒参事官】 集合研修は6月から12月まで全国各地でやっておりまして、そのほかに総務省のブースの方で、DVDを使った形で、これは通年やっております。

【伊藤委員長】 それを受けないとねれない。

【井筒参事官】 受けないと監査ができないということになっております。ですから、登録時研修の方は増える可能性があります。3と4は集合研修でやっておりますので、今年度はこれで終了ということになります。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。では、本日の議題は以上でございますけれども、ほかに事務局から何かございますでしょうか。

【井筒参事官】 はい。委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室において事務局長からブリーフィングを行うこととしておりますが、本日は選挙関係の報道対応により会見室が使用できませんので、明日16日火曜日の午後に実施を予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定にしております。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日16日火曜日の夕方に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、3月17日火曜日の午後1時半より開催させていただきたいと存じます。詳細については、後日、文書にて御連絡をさせていただきます。

【伊藤委員長】 本日は、長時間にわたりまして、熱心に御審議いただき、ありがとうございます。

ございました。これにて終了いたします。